

改正学校法人会計基準への対応について

平成 25 年 4 月の改正学校法人会計基準（以下、「新基準」）が公表されたことにより、新基準との整合性を図るため、平成 26 年 8 月から 12 月にかけて、日本公認会計士協会より、次の学校法人委員会報告等の改正が公表されました。

◆学校法人委員会報告第 42 号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針」の改正について

◆学校法人委員会研究報告第 22 号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関する Q & A」の改正について

◆学校法人会計問答集（Q & A）第 7 号「内部取引の表示について」の改正について

◆学校法人会計問答集（Q & A）第 11 号「学校法人における土地信託の会計処理について」の改正について

◆学校法人会計問答集（Q & A）第 13 号「有価証券の評価等について」の改正について

◆学校法人委員会研究報告第 26 号「人件費関係等について」

◆学校法人会計問答集（Q & A）第 3 号「人件費関係」及び同第 4 号「人件費関係等（その 2）」の廃止について

◆学校法人委員会研究報告第 5 号「受託事業等の会計処理について」の改正について

◆学校法人会計問答集（Q & A）第 6 号「教育研究経費と管理経費の区分について」の改正について

◆学校会計委員会報告第 22 号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の改正について

◆学校法人委員会実務指針第 44 号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」に関する実務指針」の改正について

◆学校法人委員会研究報告第 15 号「基本金に係る実務上の取扱いに関する Q & A」の改正について

◆学校法人委員会研究報告第 16 号「計算書類の注記事項の記載に関する Q & A」の改正について

これらの改正については、新基準だけでなく、文部科学省からのいわゆる「第 8 号通知」や「第 9 号通知」等が発出されたことに伴う見直しが行われたことにより、主に字句修正として整理されたものであり、新たな会計処理の公表というものではありません。また、今までに公表された一連の改正基準の内容と相違するものでもありませんが、新基準の理解に役立つものとなっております。

平成 27 年度の予算編成が大詰めを迎え、いよいよ新基準の導入に向けた実務対応を開始されている法人様も多いことかと思えます。清稜監査法人では、平成 27 年度の新基準全般に対する支援のみならず各種規程の見直しのための支援も実施しております。新基準導入に際して、ご不明な点や不安な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

以 上